



消費税の軽減税率制度の導入について



平成31年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、「酒類・外食を除く飲食料品の譲渡」及び「週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡」を対象に軽減税率制度が導入されることとなりました。

軽減税率対象品目の税率は8%（標準税率は10%）となります。

1 軽減税率の対象品目

軽減税率の対象品目は、①飲食料品（酒類及び外食を除く。）（※）、②週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）となります。

※ おもちゃ付きのお菓子や紅茶とティーカップの詰め合わせ商品等、食品と食品以外の商品が一体の商品として販売され、その一体の商品の販売価格のみが提示されている場合に、その税抜価額が1万円以下で、食品に係る部分の価額の占める割合が2/3以上のものは、全体が飲食料品として軽減税率が適用されます。

2 区分記載請求書等保存方式・適格請求書等保存方式の導入

仕入税額控除の要件として、平成31年10月からの4年間は区分記載請求書等保存方式（注1）が導入されます。また、平成35年10月からは適格請求書等保存方式（注2）が導入されます。

注1 区分記載請求書等（※）及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

※ 区分記載請求書等とは、現行の請求書等の記載事項に、①軽減税率対象品目である旨、②税率ごとに区分して合計した対価の額（税込み）が追加されたものをいいます。

注2 適格請求書（※）を発行することができる事業者が発行した適格請求書等と帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

※ 適格請求書とは、区分記載請求書の記載事項に、①事業者の登録番号、②税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率、③税率ごとに区分して合計した消費税額等（消費税及び地方消費税の合計額）が追加されたものをいいます。

3 軽減税率制度導入は多くの事業者の方に関係があります

軽減税率制度の導入により、事業者の方は、日々の業務において、税率の異なるごとに売上げや仕入れ（経費）を区分経理した上で、申告・納税を行うことが必要となります。

具体的には、軽減税率の対象品目を取り扱っている事業者の方（飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット・青果店等）はもとより、軽減税率の対象品目を取り扱っていない事業者の方や、課税事業者と取引を行う免税事業者の方も以下のような事務を行っていただくこととなります。

事業者の区分		事業の例	必要となる主な事務
課税事業者の方	軽減税率対象品目の売上げ・仕入れ（経費）あり	・飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等） ・飲食業（レストラン等）	①発行する請求書等は区分記載請求書等へ ②取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳するなどの区分経理 ③申告時の税額計算 ※ 仕入れのみの場合は②と③
	軽減税率対象品目の仕入れ（経費）のみあり	会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等	
免税事業者の方	軽減税率の対象品目の売上げあり		課税事業者と取引を行う場合に相手方から区分記載請求書等の交付を求められる場合あり

○ 消費税の軽減税率制度についての最新情報などの詳しい情報は、国税庁ホームページの軽減税率特設サイトをご覧ください。⇒ <http://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>